

古賀都市計画地区計画の変更（古賀市決定）

古賀都市計画地区計画を福岡広域都市計画地区計画に名称を改め、次のように変更する。

平成10年2月20日 古賀市告示第20号

第1回変更：平成29年1月24日 古賀市告示第10号

名 称		緑ヶ丘地区地区計画
位 置		古賀市天神三丁目
面 積		約3.1ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区では、良好な居住環境を維持するため、建築物を規制することにより、低層系住宅の今後の保護を目標とする。
	土地利用の方針	現況に即した低層住宅地としての土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	現況建築物との調和を保ちつつ、快適な生活空間を創出するため、建築物等の形態の制限を行う。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	15/10
		建築物の敷地面積の最低限度	170㎡。ただし、本地区計画この決定告示があった時点で170㎡未満の土地を除く。
		建築物等の高さの最高限度	12m

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域統合に伴い、都市計画地区計画の名称を変更するものです。